

「指定短期入所生活介護サービス」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定第4370102602 号)

当事業所は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当事業所サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でも利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人諒和会
- (2) 法人所在地 熊本市西区松尾町近津 1 3 6 1 番地
- (3) 電話番号 096-311-4333
- (4) 代表者氏名 理事長 菊 地 徹
- (5) 設立年月日 平成 1 2 年 1 0 月 1 2 日

2. 事業者の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成13年7月18日 指定 熊本県4370102602号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 さくらの苑短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 熊本市西区松尾町近津 1 3 6 1 番地
- (5) 電話番号 096-311-4333
- (6) 事業所長（管理者）氏名 本 山 禎 久
- (7) 当施設の運営方針 別添の各事業所運営規程の通り
- (8) 開設年月日 平成 1 3 年 7 月 2 3 日
- (9) 当事業所が運営している他の業務
 - 指定介護老人福祉施設 平成13年7月18日 指定 熊本県4370102594号
 - 指定通所介護事業 平成13年7月18日 指定 熊本県4370102610号
 - 居宅介護支援事業 平成13年7月18日 指定 熊本県4370102628号
 - 指定認知症対応型
共同生活介護事業所 平成16年4月1日 指定 熊本県4370103949号
令和4年10月1日 指定 熊本県4390103093号
 - 熊本市西 5 地域包括支援センター
平成18年4月1日 指定 熊本市4300100155号
- (10) 通常の実施地域 熊本市
- (11) 営業日及び営業時間 年中無休(受付については月曜～土曜8:30～17:00)
- (12) 利用定員 4 人
- (13) 居室等の概要
短期入所生活介護サービスのご利用にあたり、当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、1 人部屋となります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
1 人部屋	4 室	ベッド・家具各 1 台、トイレ設備
食 堂	1 室	
機能訓練室	1 室	歩行訓練・上肢訓練・下肢訓練
浴 室	1 室	機械浴・特殊浴槽
医 務 室	1 室	医療法上の診療所

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

- (14) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備
当事業所にはこれに該当する施設・設備はありません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> (併設の特別養護老人ホームと兼務体制になっています。)

職 種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1 名	1 名
2. 介護職員	16名以上	16名
3. 生活相談員	1 名	1 名
4. 看護職員	3名以上	2 名
5. 機能訓練指導員	1名	1 名
6. 介護支援専門員	1名以上	1 名
7. 医 師	非常勤として 1 名	1 名
8. 栄養士	1 名以上	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名(8時間×5名÷40時間＝1名)

<主な職種の勤務体制>

1. 医 師	13：00～17：30 非常勤兼務 (週1回)
2. 介護職員	早出 ①7：00～16：00 ②7：30～16：30 ③8：00～17：00 日中 ①8：30～17：30 ②9：00～18：00 ③9：30～18：30 遅出 10：00～19：00 夜勤 16：00～10：00
3. 看護職員	早出 ①7：00～16：00 ②7：30～16：30 ③8：00～17：00 日中 ①8：30～17：30 ②9：00～18：00 ③9：30～18：30 遅出 10：00～19：00
4. 機能訓練指導員	9：00～18：00 常勤兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常 9 ～ 7 割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事の介護

- ・ 当事業所では、管理栄養士の栄養ケアマネジメントにより、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

② 入 浴

- ・ 入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・ 排泄の自立を促すため契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

☆ これらサービスの利用料金については、短期入所生活介護サービス利用料のほか、療養食加算・管理栄養士加算がありますので、末尾の利用料金表をご覧ください。

☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供

ご契約者に提供する、食事の材料費及び調理にかかる費用です。介護保険負担限度額認定証の有無等により、金額が違いますので、末尾の利用料金表をご覧ください。

② 居住の提供

当事業所及びその設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担いただきます。当事業所では1人部屋の料金となりますが、介護保険負担限度額認定証の有無等により、金額が違いますので末尾の利用料金表をご覧ください。

③ 特別な食事

ご契約者等の希望により選択された特別な食事の提供に要する材料費及び調理にかかる費用です。

毎月1回の行事特別食（正月・誕生祭等）1食400円

毎月1回のおやつバイキング 1回500円

④ 事業実施地区外に送迎する場合の料金

通常の事業の実施地域を越えたところから1kmあたり20円

⑤ 理髪・美容 業者からの請求実費

[理美容サービス]

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用 実費

おむつ代を除く日常生活の身の回り品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で代行して購入した物品等の購入代金を立替払いしご請求致します。

○ 日常生活の身の回り品（歯ブラシ・歯磨き粉・ティッシュ等）

⑦ レクリエーション、クラブ活動 材料費等実費

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑧ 複写物の交付 1枚につき 20円

ご契約者等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できるほか、当法人の個人情報保護に関する規程に基づき情報の開示が請求できます。

⑨ おやつの提供 日額100円

ご契約者の希望によりおやつを提供した場合は、日額100円をご負担頂きます。

⑩ 持込電気製品 1品目 日額20円

ご契約者の希望により、施設が許可した個人使用の電気製品の持込ができます。持込の電気製品の電気代は、日額20円/1品目をご負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

(月曜日～金曜日 9:00～17:00まで)

イ. 下記指定口座への振り込み

いずれの場合も手数料は払込人の負担です

肥後銀行本店営業部

普通預金No.2574512 社会福祉法人諒和会

ウ. 金融機関口座から自動引落

(各金融機関口座がご利用になれます。20日引落)

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、契約者の都合によりサービスの利用を中止又は変更・追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい
- ・利用の中止の申し出をされた場合、次の取消料をいただく場合があります。
ただし、契約者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の2日前までの申し出	無 料
利用予定日の前日の申し出	利用予定料金の50%（自己負担分）
利用予定日の当日又は無連絡	利用予定料金の全額（自己負担分）

☆サービスの変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望どおりにサービスの提供ができない時は、他の利用可能時間を事業者より提示して協議します

（５） 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 アクティブエイジング研究所 小山内科クリニック
所 在 地	熊本市中央区城東町4-7グランガーデン熊本ビル2F
診 療 科	内科・糖尿病内科・内分泌内科・代謝内科・循環器内科

医療機関の名称	医療法人 朝日野会 十善病院
所 在 地	熊本市中央区南熊本3-6-34
診 療 科	内科 循環器内科 消化器内科 呼吸器内科 血液内科 外科 整形外科 リウマチ科 糖尿病・代謝内科 リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 緒方会 緒方歯科医院
所 在 地	熊本市中央区保田窪1丁目9-52-101

5. 契約が終了する場合

（契約が解除される場合）

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

この場合、事業者は、前項一を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の10日前までに事業者へ通知するものとします。

また、契約者は、次の場合には、本契約を即時解約することができます。

- 一 運営規程・利用料金の変更に納得できずに本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者にかかる居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定められた指定居宅サ

ービスを実施しない場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が契約に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は事業者に著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の各号に該当する場合には、契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が自傷行為を繰り返す等、自殺をする危険性が極めて高く、事業者によって相当の努力を払ってもこれを防止できない場合
- 五 契約者が他の利用者及び職員等に対してハラスメント行為がみられ、重大な影響を及ぼす恐れがあり、改善が見込まれない場合

6. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7. 非常災害対策について

- (1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- (2) 防火管理者は、本事業所に併設した特別養護老人ホームの施設長をもってあて、火元責任者には当事業所の各設備の担当者をもってあてることとします。

- (3) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- (4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会います。
- (5) 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回
 - ③ 非常災害用の設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) 風水害、地震その他法面崩壊等の非常災害に備え、本事業所の立地する地域の自主防災クラブ又は消防団と日常的な情報交換等の連携を図り、必要に応じ共同して訓練を実施します。
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施する為及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 事故発生時の対応方法について

当事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じるものとします。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 当事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (6) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (7) 当事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所が十分な注意を払っている場合はこの限りではありません。

10. 身体拘束等の禁止について

- (1) 当事業所は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

- (2) 当事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的の実施します。

1 1. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待のための研修を定期的の実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 当事業所は、サービス提供中に、従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 2. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

（短期入所生活介護） 職 名 生活相談員 担当者 永津 輝安

○ 受付時間 毎週 月曜日 ～ 金曜日 9：00～17：00

又、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

熊本市介護事業指導課	所在地	熊本市中央区手取本町1-1
	電話番号	096-328-2793
	受付時間	8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地	熊本市東区健軍1-18-7
	電話番号	096-365-0329
	受付時間	8：30～17：00
第三者委員	吉田 精悟	電話番号 090-1084-6666
	森崎 千晶	電話番号 090-2390-6313
	受付時間	10:00～18:00

1 3. 事業所利用にあたっての留意事項

- (1) 来訪者は面会簿へご記入下さい。面会時間は以下の通りとなります。
但し、感染症等が施設内で発生時は、制限をさせていただく場合がございます。
【月曜日～土曜日】 9：00～18：00 【日曜日】 10：00～16：00

- (2) 外出・外泊の際には届出書に必ずご記入ください。
- (3) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (4) 事業所内の設備・器具は居室内のものも含め、本来の用法に沿ってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、実費を弁償していただきます。
- (5) 飲酒については、事業者が特に認めた行事の場合以外はご遠慮下さい。
- (6) 騒音等、他の利用者に対して迷惑になる行為はご遠慮下さい。ラジオ等の聴取に関してはイヤホンをご使用ください。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
- (7) 事業所では、自立援助の為に引きこもり防止を図っていますので、居室内へのテレビの持ち込みはご遠慮下さい。テレビの視聴は、談話コーナーに三箇所用意しております。ただし事業所が必要と認め許可した場合を除きます。
- (8) 所持金品は、自己の責任において管理してください。
- (9) 事業所内での他利用者に対する宗教活動並びに執拗な政治活動はご遠慮下さい。
- (10) 事業所内でのペットの飼育はできません。
- (11) 事業所内で他利用者及び職員等に対するハラスメント行為は行わないで下さい

指定短期入所生活介護サービス利用料金表(1日あたり)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

■介護保険給付対象サービス

要介護度	短期入所生活 介護利用料	介護保険 給付額	利用者自己負担額（基本サービス費）		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	6030円	5427円	603円	1206円	1809円
要介護2	6720円	6048円	672円	1344円	2016円
要介護3	7450円	6705円	745円	1490円	2235円
要介護4	8150円	7335円	815円	1630円	2445円
要介護5	8840円	7956円	884円	1768円	2652円
加算名		単位数	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
療養食加算（1食当たり・医師の食事せんがある場合）		8単位/回	8円	16円	24円
送迎加算（片道につき）		184単位	184円	368円	552円
機能訓練指導員配置加算		12単位/日	12円	24円	36円
個別機能訓練加算		56単位/日	56円	112円	168円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100単位/3月	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位/月	200円	400円	600円
＊個別機能訓練加算算定時		100単位/月	100円	200円	300円
看護体制加算（Ⅰ）		4単位/日	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）		8単位/日	8円	16円	24円
看護体制加算（Ⅲ）イ		12単位/日	12円	24円	36円
看護体制加算（Ⅳ）イ		23単位/日	23円	46円	69円

夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位/日	13円	26円	39円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15単位/日	15円	30円	45円
医療連携強化加算	58単位/日	58円	116円	174円
口腔連携強化加算	50単位/回	50円	100円	150円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日	4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （7日間を限度）	200単位/日	200円	400円	600円
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	120円	240円	360円
緊急短期入所受入加算（7日間・やむを得ない事情がある場合14日間を限度）	90単位/日	90円	180円	270円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	10円	20円	30円
在宅中重度者受入加算（Ⅰ）	421単位/日	421円	842円	1263円
在宅中重度者受入加算（Ⅱ）	417単位/日	417円	834円	1251円
在宅中重度者受入加算（Ⅲ）	413単位/日	413円	826円	1239円
在宅中重度者受入加算（Ⅳ）	425単位/日	425円	850円	1275円
看取り連携体制加算（7日を限度）	64単位/日	64円	128円	192円
長期利用者減算（31日目～60日） 連続61日以上利用した場合の基本報酬	－30円/日減算			
身体拘束廃止未実施減算（令和7年4月～）	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた額			

■加算要件

- ① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算
人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算
- ② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算
事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算
- ③ ユニットケアにおける体制の未整備減算
日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合
- ④ 身体拘束廃止未実施減算 ※新設
身体拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合
＊身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- ⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設
虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合
- ⑥ 業務継続計画未策定減算 ※新設
感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合
- ⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱い（併設型短期入所生活介護事業所限定）
共生型居宅サービス事業を行う指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護を行う場合に一定割合を減算
- ⑧ 生活相談員配置等加算
共生型短期入所生活介護の指定を受ける事業所が生活相談員を配置し、地域に貢献する活動を行っている場合
- ⑨ 生活機能向上連携加算
自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合
- ⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）
常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。
- ⑪ 個別機能訓練加算
機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
- ⑫ 看護体制加算
常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合
- ⑬ 医療連携強化加算
看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合
- ⑭ 看取り連携体制加算 ※新設
看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合
- ⑮ 夜勤職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ⑯ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合
- ⑰ 若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑱ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）
利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

- ⑱ 緊急短期入所受入加算
居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合
- ⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）
連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
- ㉑ 口腔連携強化加算 ※新設
事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合
- ㉒ 療養食加算
療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合
- ㉓ 在宅中重度者受入加算
利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合
- ㉔ 認知症専門ケア加算
認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している場合
- ㉕ 生産性向上推進体制加算 ※新設
介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合
- ㉖ サービス提供体制強化加算
介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合
- ㉗ 介護職員等処遇改善加算 ※新設
介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される。

※ 上記加算自己負担額については、介護報酬指定基準に該当するサービスが行われた場合は、別途そのサービス単位が加算されます。よって、契約者の状況またはサービス提供の状況によってその有無が変わる事がある為、必ずしも全部の項目で自己負担が発生するものではありません。

※ 療養食加算については、利用中の食事の提供にあたり、療養上の食事が必要として医師等により食事せんが発行されている場合に算定されます。この場合、ご利用ごとに食事せんの提出をお願いします。

※ ご本人およびご家族等の所得等により自己負担額が 2 割又は 3 割と判定された場合自己負担額は標記金額がその割合により増額されたお支払いとなります。

※ 特養の空床を利用した場合の利用者自己負担額（基本サービス費）は上表と同額になります。

＜居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■介護保険給付対象外サービス

対象者		介護保険負担 限度額認定証	食費		居住費		おやつ代
					1人部屋	特養空床 利用時	
世帯に課税の方がいるか、本人 が市町村民税課税		第4段階 基準費用額	1445円	1445円 の内訳	1231円	915円	100円
世帯 全員が	非課税かつ本人年金が120 万円超	第3段階 ②	1300円	朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円	880円	430円	
	非課税かつ本人年金が80万 円超120万円以下の方	第3段階 ①	1000円				
	市町村民税非課税かつ本人 年金収入等80万円以下の方	第2段階	600円		480円		
	市町村民税非課税の老齢福 祉年金受給の方	第1段階	300円		380円		
生活保護受給の方							

※ 食事を提供した場合、1食ごとの計算となります。ただし、契約者の都合によりサービスの利用中止の申し出をされた場合は、食材手配の都合上、食事提供費をご負担いただく場合があります。食事提供費のキャンセル料取扱いについては下表の期日となります。尚、利用中緊急的に医療機関へ入院される等の特別な事情がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日17時までの申し出	利用当日の食事提供費は無料
利用予定日の当日10時までの申し出	利用当日の昼食以降の食事提供費は無料 (利用当日の朝食からの利用予定者は当日朝食の食事提供費のみ請求)
利用予定日の当日10時以降の申し出	利用当日の昼食・夕食の食事提供費を請求 (利用当日の朝食からの利用予定者は1日分の食事提供費を請求)

以上、指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名

さくらの苑短期入所生活介護事業所
社会福祉法人 諒 和 会
理事長 菊 地 徹 印

説明者職名

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人または成年後見人（選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____